

# 山梨県農地集積協力金交付事業費補助金交付要綱

制定平成24年5月22日

改正平成25年7月25日

## (趣旨)

第1条 知事は、担い手への農地集積推進事業実施要綱（平成25年5月16日付け25経営第432号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第2の1に規定する「農地集積協力金交付事業」を市町村が行うのに要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (目的)

第2条 この補助金は、実施要綱に基づき、地域の中心となる経営体（個人、法人又は集落営農）の確保及び地域の中心となる経営体への農地集積に必要な取組を支援することにより、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な農業を実現することを目的とする。

## (交付の対象及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる事業、経費の区分及び交付単価は、別表に定めるとおりとする。

## (交付の申請)

第4条 市町村（以下「事業実施主体」という。）が補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（様式第1号）を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな事業実施主体は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時に当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体は、この限りではない。

## (補助金の交付決定)

第5条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必

要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により事業実施主体に通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める重要な変更の欄に掲げる変更）をする場合並びに補助金が増額する変更の場合においては、計画変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- （2） 事業実施主体は、補助事業を中止、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
- （3） 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（遂行状況報告）

第7条 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付決定があった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、事業遂行状況報告書（様式第5号）を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払いにより交付することができるものとする。

- 2 事業実施主体は、前項の規定により概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第9条 事業実施主体は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第7号）を、事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たり、第4条第2項ただし書きに該当した事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額を上回る部分の金額）を、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(書類の保管)

第11条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し補助事業終了の年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

(書類の提出)

第12条 本要綱により提出する書類は、正副2部を市町村を所管する農務事務所を経由し提出するものとする。

(その他)

第13条 本要綱に定めるもののほか、本要綱の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年5月22日から施行し、平成24年4月6日から適用する。

この要綱は、平成25年7月25日から施行し、平成25年3月11日以降に行われた実施要綱別記1の第13の1の(3)のアの(イ)の①のa及びイの(イ)の①の白紙委任契約に適用する。

別 表

補助対象事業、経費	交付単価	重要な変更
<p>1 農地集積協力金交付事業</p> <p>事業実施主体が次に掲げる事業を行うのに要する経費</p> <p>ア 経営転換協力金交付事業</p> <p>イ 分散錯圃解消協力金交付事業</p>	<p>①0.5ha 以下 30万円／戸</p> <p>②0.5ha 超 2.0ha 以下 50万円／戸</p> <p>③2.0ha 超 70万円／戸</p> <p>5,000円／10a</p>	<p>事業内容の新設又は廃止</p>

様式第 1 号

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体 印

平成 年度山梨県農地集積協力金交付事業費補助金交付申請書

平成 年度において、次のとおり事業を実施したいので、山梨県農地集積協力金交付事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、補助金交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額

2 事業の目的

### 3 事業の内容

#### ア 経営転換協力金交付事業計画（実績）

事業内容	事業（予定）量 （ha）	対象経営体（予定）数 （戸）	交付（予定）額 （円）	備考
経営転換協力金 ・0.5ha以下 ・0.5ha超2.0ha以下 ・2.0ha超				

#### イ 分散錯圃解消協力金交付事業計画（実績）

事業内容	事業（予定）量 （a）	対象経営体（予定）数 （戸）	交付（予定）額 （円）	備考
分散錯圃解消協力金				

### 4 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費（又は補助事業にに要した経費） （A + B） 円	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 （A） 円	その他 （B） 円	
1 農地集積協力金交付事業 ア 経営転換協力金交付事業 イ 分散錯圃解消協力金交付事業				
合 計				

5 事業完了（予定）年月日                      年    月    日

## 6 収支予算（精算）

### (1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金 そ の 他	円	円	円	円	
計					

### (2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 農地集積協力金交付事業 ア 経営転換協力金交付事業 イ 分散錯圃解消協力金交付事業	円	円	円	円	
合 計					

## 7 添付資料

補助金の交付に関する規程その他参考資料を添付すること。

様式第2号

番 号  
平成 年 月 日

事業実施主体 殿

山梨県知事 印

平成 年度山梨県農地集積協力金交付事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度農地集積協力金交付事業費補助金については、山梨県農地集積協力金交付事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり交付することを決定しました。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費 金 円

補助金の額 金 円

- 3 補助金の交付条件  
山梨県農地集積協力金交付事業費補助金交付要綱第6条の規定のとおりとする。

様式第3号

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体名 印

平成 年度山梨県農地集積協力金交付事業費補助金計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農地集積協力金交付事業費補助金について、事業の内容及び経費配分を変更し（金 円を追加交付（減額承認）を受け）たいので、山梨県農地集積協力金交付事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

- ・事業実施計画書（様式第1号に準ずる）

（注）事業実施計画書については、補助金の交付決定を受けた事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

様式第4号

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体名 印

平成 年度山梨県農地集積協力金交付事業費補助金中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農地集積協力金交付事業費補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、山梨県農地集積協力金交付事業費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

山梨県知事 殿

事業実施主体名 印

## 平成 年度山梨県農地集積協力金交付事業費補助金遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農地集積協力金交付事業費補助金について、山梨県農地集積協力金交付事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり遂行状況を報告します。

## 1 事業遂行状況

区 分	計画事業費 (A)	出来高事業費 (B)	進捗率 (B/A)	残高事業費	備 考
	円	円	%	円	

(注) 区分欄には、様式1号の4(経費の配分)の区分欄に記載された事項について記載すること。

2 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

様式第6号

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体名 印

平成 年度山梨県農地集積協力金交付事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農地集積協力金交付事業費補助金について、山梨県農地集積協力金交付事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり概算払いを請求します。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金 交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算請求額	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

(1) 口座振替

金融機関名

本店 ・ 支店 (支店名 )

預金種別 当 座 ・ 普 通

口座名義

口座番号 No.

山梨県知事 殿

事業実施主体名 印

平成 年度山梨県農地集積協力金交付事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農地集積協力金交付事業費補助金について、次のとおり事業を完了（廃止）したので、山梨県農地集積協力金交付事業費補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

1 補助金の額

2 添付書類

(1) 事業実績報告書（第1号様式に準ずる）

(注) 事業実績報告書については、補助金の交付申請書と実績報告書の内容及び経費の配分が異なっている箇所は容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。また、精算払いの場合は、口座振替の振込金融機関名、預金種別、口座名、口座番号を記載したものを添付すること。

(2) 知事が必要と認めるもの

(注) 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

様式第8号

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体名 印

平成 年度山梨県農地集積協力金交付事業費補助金の仕入れに係る  
消費税相当額報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農地集積協力  
金交付事業費補助金について、山梨県農地集積協力金交付事業費補助金交付要綱第9条  
第2項の規定により報告します。

- 1 補助金の額の確定額 金 円  
(平成 年 月 日付け第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 4 補助金返還相当額 金 円

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。